

## 北海道多面的機能支払事業補助金交付要領

制定	平成26年4月28日付け農設第38号農政部長通知
改正	平成27年4月1日付け農設第473号農政部長通知
改正	平成28年4月1日付け農設第517号農政部長通知
改正	平成29年4月27日付け農設第102号農政部長通知
改正	令和4年4月1日付け農設第5065号農政部長通知

### 第1 趣旨

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づく、北海道における多面的機能の維持・発揮を図る事業（以下「北海道多面的機能支払事業」という。）の実施に当たり、実施要綱第5に定める広域活動組織又は活動組織（以下「対象組織」という。）が行う実施要綱別紙1に定める交付金に係る事業及び実施要綱別紙2に定める交付金に係る事業並びに日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）に定めるところにより市町村又は実施要綱別紙4に定める組織（以下「道協議会」という。）が行う推進交付金交付等要綱別紙1に定める交付金に係る事業については、予算の範囲内において、市町村又は道協議会に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知。）、推進交付金交付等要綱、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長、27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

### 第2 補助対象経費等

北海道多面的機能支払事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる区分によるものとし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別紙のとおりとする。

- 1 農地維持支払事業 市町村が実施要綱別紙1に基づき活動を実施する対象組織に対し交付金を交付する事業をいう。
- 2 資源向上支払事業 市町村が実施要綱別紙2に基づき活動を実施する対象組織に対し交付金を交付する事業をいう。
- 3 推進活動支援事業 市町村が行う推進交付金交付等要綱別紙1の第2に係るもの及び道協議会が行う推進交付金交付等要綱別紙1の第3に係るものをいう。

### 第3 農地維持支払事業、資源向上支払事業及び推進活動支援事業（市町村が行うもの）

#### 1 補助金の交付申請

- (1) 市町村長は、農地維持支払事業、資源向上支払事業及び推進活動支援事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条の規定に基づき行う告示の定め

るところにより、北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式(農政部)(昭和49年4月1日北海道告示第809号。以下「農政第〇号様式」という。)の農政第1号様式の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)が別に定める日までに、総合振興局長等に提出するものとする。

- ア 補助金等交付申請額算出調書(農政第14号様式)
- イ 経費の配分調書(農政第18号様式)
- ウ 事業予算書(農政第20号様式)
- エ 北海道多面的機能支払事業計画書(農政第175号様式)

- (2) 市町村長は、(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
- (3) 市町村が直接実施する補助事業であって、その予算が一般会計であるものについては、課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなすこととされており、補助金の返還を要しないこととなるため、総合振興局長等は、補助金の交付申請時に当該市町村が一般会計の予算で当該補助事業を執行するものであることを確認するものとする。
- (4) 推進活動支援事業の着手は、補助金の交付決定の通知を受けて行うものとする。ただし、推進活動支援事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合にあっては、市町村長は、あらかじめ、総合振興局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1号の2により総合振興局長等に提出するものとする。
- (5) (4)のただし書きにより交付決定前に着手する場合にあっては、市町村長は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、この場合においても、市町村長は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの負担とすることを了知の上で行うものとする。

## 2 補助金の交付の決定等

- (1) 総合振興局長等は、1により提出された申請書等を審査の上、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、その内容を適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、その決定の内容を別記様式第1号により市町村長に通知するものとする。
- (2) 総合振興局長等は、市町村長が1の(2)のただし書きにより消費税等仕入控除税額を減じないで補助金の交付の申請を行った場合には、(1)の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
- ア 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

6号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなつた場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

イ 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第3号によりその金額(実績報告において、前項により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに総合振興局長(振興局長)に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月31日までに総合振興局長(振興局長)に報告するとともに、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長(振興局長)に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

(3) 総合振興局長等は、市町村長が次に掲げるいずれかに該当する場合において、当該補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、相当の期間、当該申請に係る補助金の全部又は一部につき交付の決定をしないことができる。

ア 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

イ 他の補助事業等に関し交付を受けた補助金等を他の用途に使用したとき。

ウ 国が交付する補助金その他の助成に関し、前2号に規定する行為に類する行為をしたとき。

エ 13の規定により補助金の返還を命ぜられ、当該補助金の返還が完了していないとき。

(4) 総合振興局長等は、補助金の交付をしないことの決定をしたときは、速やかにその決定の理由を付して市町村長に別記様式第2号により通知するものとする。

### 3 債権譲渡等の禁止

市町村長は、2の(1)の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、総合振興局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### 4 補助事業の内容の変更等

(1) 市町村長は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に関係書類を添えて総合振興局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 総合振興局長等は、(1)の変更承認申請書を審査の上、承認するときは、別記様式第4号により市町村長に通知するものとする。

### 5 補助事業の中止又は廃止

(1) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、農政第23号様式の補助事業等中止(廃止)承認申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に対し提出するものとする。

(2) 総合振興局長等は、(1)の申請に係る承認又は不承認について、別記様式第5号により市町村長に通知するものとする。

(3) 総合振興局長等は、(2)の中止又は廃止に係る承認又は不承認に当たっては、申請書等の写しを添えて、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 6 補助事業の執行の遅延又は不能

- (1) 市町村長は、補助事業が予定期間内に完了しないことが明らかになったとき又はその執行が困難になったときは、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書及び別記様式第6号を総合振興局長等に提出し、その指示を受けるものとする。
- (2) 総合振興局長等は、(1)の報告に基づき市町村長に対して事業遂行の指示をするときは、別記様式第7号により行うものとする。
- (3) 総合振興局長等は、(2)の指示に当たっては、報告書等の写しを添えて、あらかじめ農政部長と協議するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときは、この限りでない。

## 7 補助事業の事情変更

- (1) 総合振興局長等は、補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときには、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。
- (2) 総合振興局長等は、(1)により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 8 補助金の概算払の申請

- (1) 市町村長は、補助金の概算払を受けようとするときは、農政第26号様式の補助金等概算払申請書に申請時点における最新の資金収支計画書（農政第32号様式）を添付し、総合振興局長等に提出するものとする。
- (2) 総合振興局長等は、(1)により提出された申請書を審査の上、概算払の必要があると認めるときは、当該概算払の決定を行い、別記様式第8号により市町村長に通知するものとする。
- (3) 総合振興局長等は、(1)により提出された申請書を審査の上、概算払の必要があると認めないとときは、当該概算払をしないことの決定を行い、速やかにその決定の理由を付して市町村長に別記様式第9号により通知するものとする。

## 9 補助事業の事業遂行状況の報告

総合振興局長等は、補助事業の遂行状況を把握することが必要と認めるときは、別記様式第6号又は別途指示する様式により報告を求めるものとする。

## 10 補助事業の実績報告及び補助金の額の確定

- (1) 市町村長は、補助事業が完了したときは、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに総合振興局長等に提出するものとする。
  - ア 経費の配分調書（農政第18号様式）
  - イ 補助金等精算書（農政第29号様式）
  - ウ 事業精算書（農政第31号様式）
  - エ 北海道多面的機能支払事業実績書（農政第175号様式）
- (2) 総合振興局長等は、(1)の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第10号により市町村長に通知するものとする。
- (3) 総合振興局長等は、補助金の額の確定に伴い、既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記様式第11号により市町村長にその超過額の返還を命ず

るものとする。

(4) (1) から (3) の規定は、5の規定に基づき、補助事業を中止又は廃止した場合も同様とする。この場合にあっては、(1) の「補助事業完了の日」を「補助事業中止（廃止）の承認を受けた日」と読み替える。

#### 11 額の再確定

(1) 市町村長は、10の(2)による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があつたこと等により補助対象経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を10の(1)に準じて提出するものとする。

(2) 総合振興局長等は、前号に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、10の(2)に準じて改めて額の確定を行うものとする。

(3) 10の(3)の規定は、前号の場合に準用する。

#### 12 補助金の交付の決定の取消し

総合振興局長等は、7のほか次のいずれかに該当するときは、2の(1)の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 補助事業に関して不正に他の補助金（道以外の者が市町村及び対象組織に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 16の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の处分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

#### 13 補助金の返還

(1) 総合振興局長等は、12により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(2) 市町村長は、実施要綱別紙1の第9の1又は2若しくは別紙2の第9の1又は2に基づき、対象組織に補助金返還の措置を講じたときは、別記様式第12-1号により総合振興局長等に報告するものとする。

(3) 市町村長は、実施要領第1の11の(1)又は第2の14の(1)に基づき、対象組織から補助金の返還があった場合は、別記様式第12-2号により総合振興局長等に報告するものとする。

(4) 総合振興局長等は、(2)及び(3)の報告があったときは、別記様式第13号により市町村長に、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(5) 補助金の返還期限は、補助金の額の確定又は交付の決定の取消しの通知をした日から20日以内とし、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を徴するものとする。

#### 14 帳簿及び書類の備え付け等

(1) 市町村長は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理しておかなければならぬ。

(2) (1) の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(3) (2) の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、16の(1)に掲げるものがあるときは、(1)の帳簿及び書類の保存期間は、(2)に定める期間又は16の(2)に規定する期間を経過するまでの期間のいずれか長い期間保存しなければならない。

(4) 総合振興局長等は、(2)及び(3)の規定により市町村長が(1)の帳簿及び書類を保存すべきこととされた期間、当該補助金の交付に関する決定書その他の関係書類を保存するものとする。

(5) (1)から(4)に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### 15 補助金調書

市町村長は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第14号による補助金調書を作成しておかなければならない。

#### 16 財産の処分等

(1) 対象組織は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときには、市町村長の承認を得なければならない。この場合において、当該処分等の承認をしようとするときは、市町村長は、あらかじめ別記様式第15号を総合振興局長等に提出し、その承認を得るものとする。

ア 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具

イ 1件当たりの取得価格が50万円以上の物品

(2) (1)の規定は、市町村長が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数に相当する期間（補助事業の完了の年の翌年から起算して10年を超えないものとする。）を経過した場合にあっては適用しない。

(3) 総合振興局長等は、(1)の申請に係る承認又は不承認について、別記様式第16号により市町村長に通知するものとする。

#### 17 残存物件の処理

市町村長は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該補助事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を総合振興局長等に報告してその指示を受けなければならない。

#### 18 市町村長に対する調査等

総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### 19 契約等

(1) 対象組織は、実施要綱第4の1及び2に定める交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。

ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 対象組織は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第29号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

#### 第4 推進活動支援事業（道協議会が行うもの）

##### 1 補助金の交付申請

(1) 道協議会長は、推進活動支援事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、農政第1号様式の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、知事が別に定める日までに、知事に提出するものとする。

- ア 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）
- イ 経費の配分調書（農政第18号様式）
- ウ 事業予算書（農政第20号様式）
- エ 資金収支計画書（農政第32号様式）
- オ 推進活動支援事業実施計画書（農政第176号様式）

(2) 道協議会長は、(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(3) 推進活動支援事業の着手は、補助金の交付決定の通知を受けて行うものとする。ただし、推進活動支援事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合にあっては、道協議会長は、あらかじめ、知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1号の3により知事に提出するものとする。

(4) (3)のただし書により交付決定前に着手する場合にあっては、道協議会長は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、この場合においても、道協議会長は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの負担とすることを了知の上で行うものとする。

##### 2 補助金の交付の決定等

(1) 知事は、1の規定により提出された申請書等を審査の上、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、その内容を適當と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、その決定の内容を別記様式第17号により道協議会長に通知するものとする。

(2) 知事は、道協議会長が次に掲げるいずれかに該当する場合において、当該補助金に係る予算の執行の適正を期すため必要があると認めるときは、相当の期間、当該申請に係る補助金の全部又は一部につき交付の決定をしないことができる。

- ア 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- イ 他の補助事業等に関し交付を受けた補助金等を他の用途に使用したとき。
- ウ 国が交付する補助金その他の助成に関し、前2号に規定する行為に類する行為をしたとき。

エ 13の規定により補助金の返還を命ぜられ、当該補助金の返還が完了していないとき。

(3) 知事は、補助金の交付をしないことの決定をしたときは、速やかにその決定の理由を付して道協議会長に別記様式第18号により通知するものとする。

### 3 債権譲渡等の禁止

道協議会長は、2の(1)の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### 4 補助事業の内容の変更等

(1) 道協議会長は、補助事業の内容の変更をしようとする場合は、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 知事は、(1)の変更承認申請書を審査の上、承認するときは、別記様式第19号により道協議会長に通知するものとする。

### 5 補助事業の中止又は廃止

(1) 道協議会長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、知事に対し提出するものとする。

(2) 知事は、(1)の申請に係る承認又は不承認について、別記様式第20号により道協議会長に通知するものとする。

### 6 補助事業の執行の遅延又は不能

(1) 道協議会長は、補助事業が予定期間内に完了しないことが明らかになったとき又はその執行が困難になったときは、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書及び別記様式第21号を知事に提出し、その指示を受けるものとする。

(2) 知事は、(1)の報告に基づき道協議会長に対して事業遂行の指示をするときは、別記様式第22号により行うものとする。

### 7 補助事業の事情変更

知事は、補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときには、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

### 8 補助金の概算払の申請

(1) 道協議会長は、補助金の概算払を受けようとするときは、農政第26号様式の補助金等概算払申請書に申請時点における最新の資金収支計画書（農政第32号様式）を添付し、知事に提出するものとする。

(2) 知事は、(1)により提出された申請書を審査の上、概算払の必要があると認めるときは、当該概算払の決定を行い、別記様式第23号により道協議会長に通知するものとする。

(3) 知事は、(1)により提出された申請書を審査の上、概算払の必要があると認めないときは、当該概算払をしないことの決定を行い、速やかにその決定の理由を付して道協議会長に別記様式第24号により通知するものとする。

### 9 補助事業の事業遂行状況の報告

知事は、補助事業の遂行状況を把握することが必要と認めるときは、別記様式第21号により報告を求めるものとする。

### 10 補助事業の実績報告及び補助金の額の確定

- (1) 道協議会長は、補助事業が完了したときは、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。
- ア 経費の配分調書（農政第18号様式）
  - イ 補助金等精算書（農政第29号様式）
  - ウ 事業精算書（農政第31号様式）
  - エ 推進活動支援事業実施実績書（農政第176号様式）
- (2) 道協議会長は、1の(2)のただし書きの規定により補助金の交付申請をし、(1)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第3号によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
- また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月31日までに知事に報告するとともに、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (4) 知事は、(1)の補助事業等実績報告書等の提出を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第25号により道協議会長に通知するものとする。
- (5) 知事は、補助金の額の確定に伴い、既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記様式第26号により道協議会長にその超過額の返還を命ずるものとする。
- (6) (1)から(5)の規定は、5の規定に基づき、補助事業を中止又は廃止した場合も同様とする。この場合にあっては、(1)の「補助事業完了の日」を「補助事業中止（廃止）の承認を受けた日」に読み替える。

## 11 額の再確定

- (1) 道協議会長は、10の(4)による額の確定通知を受けた後において、補助事業に關し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により補助対象経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を10の(1)に準じて提出するものとする。
- (2) 知事は、前号に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、10の(4)に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- (3) 10の(2)、(3)及び(5)の規定は、前号の場合に準用する。

## 12 補助金の交付の決定の取消し

知事は、次のいずれかに該当するときは、2の(1)の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金（道以外の者が道協議会長に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 15の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

#### 13 補助金の返還

- (1) 知事は、12により交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。
- (2) 補助金の返還期限は、補助金の額の確定又は交付の決定の取消しの通知をした日から20日以内とし、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を徴するものとする。

#### 14 帳簿及び書類の備え付け等

- (1) 道協議会長は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理しておかなければならない。
- (2) (1)の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (3) (2)の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、15の(1)に掲げるものがあるときは、(1)の帳簿及び書類の保存期間は、(2)に定める期間又は15の(2)に規定する期間を経過するまでの期間のいずれか長い期間保存しなければならない。
- (4) 知事は、(2)及び(3)の規定により道協議会長が(1)の帳簿及び書類を保存すべきこととされた期間、当該補助金の交付に関する決定書その他の関係書類を保存するものとする。
- (5) (1)から(4)に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### 15 財産の処分等

- (1) 道協議会長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、別記様式第27号により当該処分等について知事に対し申請し、その承認を得なければならない。
  - ア 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具
  - イ 1件当たりの取得価格が50万円以上の物品
- (2) (1)の規定は、道協議会長が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は大蔵省令で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合は適用しない。
- (3) 知事は、(1)の申請に係る承認又は不承認について、別記様式第28号により

道協議会長に通知するものとする。

#### 16 残存物件の処理

道協議会長は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該補助事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を総合振興局長等に報告してその指示を受けなければならない。

#### 17 道協議会長に対する調査等

知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、道協議会長に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### 18 契約等

(1) 道協議会長は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 道協議会長は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第29号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求めてこととし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

### 第5 その他

この要領に定めのない事項については、農政部長が別に定める。

附則1 この交付要領は、平成26年4月28日から施行する。

2 この交付要領の制定に伴い、北海道農地・水保全管理支払事業補助金交付要領(平成23年4月1日付け農設第1号農政部長通知。以下「旧交付要領」という。)は廃止する。

3 旧交付要領に基づき実施している事業に係る事務手続きは、この交付要領にかわらず、なお従前のとおりとする。

附則1 この交付要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則1 この交付要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則1 この交付要領は、平成29年4月27日から施行する。

附則1 この交付要領は、令和4年4月1日から施行する。

別 紙

	補助対象経費	補助率等
1 農地維持支払事業	市町村が対象組織に実施要綱第4の1に定める農地維持支払交付金を交付するためには要する経費	補助対象経費の3／4以内
2 資源向上支払事業	市町村が対象組織に実施要綱第4の2に定める資源向上支払交付金を交付するためには要する経費	補助対象経費の3／4以内
3 推進活動支援事業	市町村又は道協議会が推進交付金交付等要綱別紙1の第2又は第3に掲げる事業を実施するためには要する経費	定額（農政部長が別に示す額）

別記様式第1号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日 申請のあった北海道多面的機能支払事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	区分	補助対象経費	補助金の額	完了期限
北海道多面的 機能支払事業	農地維持支払事業	円	円	年 月 日
	資源向上支払事業			
	推進活動支援事業			

- 2 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長、27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知）、北海道多面的機能支払事業補助金交付要領（平成26年4月28日付け農設第38号農政部長通知）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

- 3 補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。

- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。

- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。

- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべき

ことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- 10 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助事業者に補助金を交付しなければなりません。
- 11 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 12 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 13 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばなりません。
- 14 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格50万円以上の機械、器具、物品）については、補助事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業の完了の年の翌年から起算して10年間）は、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではありません。
- 15 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 16 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付せることができます。
- 17 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければなりません。
- 18 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業の実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。  
なお、この場合において「総合振興局長（振興局長）」とあるのは、「○○市町村長」と読み替えるものとします。
- 19 補助事業者は、前項に定めるほかに、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、次に掲げる条件を付さなければなりません。

- (1) 対象組織は、実施要綱第4の1及び2に定める交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければなりません。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。
- (2) 対象組織は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合わせ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第29号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求ることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 20 この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければなりません。
- 21 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長(振興局長)の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の处分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 22 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 23 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することができます。
- 24 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させがあるので、これに協力しなければなりません。

( 部 課 係 )

別記様式第1号の2

年度北海道多面的機能支払事業  
補助金交付決定前着手届

(記号) 第 号  
年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）様

(補助事業者) 印

北海道多面的機能支払事業補助金交付要領（平成26年4月28日付け農設第38号農政部長通知）第3の1の(4)により、交付条件を了承の上、次のとおり交付決定前に着手したいので、提出します。

記

1 内容

事業名	事業費（円）	着手予定年月日	完了予定年月日
推進活動支援事業			

2 交付決定前着手が必要な理由

3 交付条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、市町村が負担するものとする。
- (2) 交付決定を受けた交付金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

別記様式第1号の3

年度北海道多面的機能支払事業  
補助金交付決定前着手届

(記号) 第 号  
年 月 日

北海道知事 様

(補助事業者) 印

北海道多面的機能支払事業補助金交付要領（平成26年4月28日付け農設第38号農政部長通知）第4の1の（3）により、交付条件を了承の上、次のとおり交付決定前に着手したいので、提出します。

記

1 内容

事業名	事業費（円）	着手予定年月日	完了予定年月日
推進活動支援事業			

2 交付決定前着手が必要な理由

3 交付条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、道協議会が負担するものとする。
- (2) 交付決定を受けた交付金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

別記様式第2号

(記号) 第 号  
年 月 日

(補助金交付申請者) 様

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

補助金の不交付の決定について(通知)

年 月 日 申請の北海道多面的機能支払事業に係る補助金については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

( 部 課 係 )

注 この様式は、補助金を交付しないことを決定し、当該決定を補助金交付申請者に対して通知する場合に使用するものとする。

(記号) 第 号  
年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）様

(補助事業者) 印

補助金に係る消費税等仕入控除税額について

年 月 日付け(記号) 第 号指令で補助金の交付決定を受けた事業について、同指令条件第 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4 要補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・消費税確定申告書付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の内訳を記載した書面(別記様式第3号別紙)
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセントを超えることを確認できる資料

注1 間接補助事業等の場合にあっては、集計表(各事業実施主体ごとの1から6までの事項を記載した書面及び別記様式別紙)を添付すること。

注2 道協議会長が本様式を提出する際は、宛先の「北海道  
長)」を「北海道知事」と置き換えること。

総合振興局長(振興局

## 補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者等

		課税売上割合95%以上		個別対応方式		一括比例配分方式				
区分	補助対象 経費 ①	① の 内 訳		②のうち 消費税等 相 当 額 ③	③ の 内 訳			仕入控除 税 額 ⑥	補 助 率 等 ⑧	補 助 金 に 係 る 消 費 税 等 仕 入 控 除 税 額 ⑦ × ⑧
		課税対象 ②	非 課 税		課税売上 対応 ④	共通売上 対応 ⑤	非 課 税 売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
計								⑦		

注1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

- (1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③=⑥
- (2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④+ [⑤×(課税売上割合)]
- (3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×(課税売上割合)

別記様式第4号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の北海道多面的機能支払事業に係る計画の変更を承認し、  
年 月 日付け 第 号指令の補助金「金 円」を「金  
円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）印

- 1 この承認の内容は、 年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 2 変更後の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事 業名	区分	変更前			変更後		
		補助対 象経費	補助金 の額	完了 期限	補助対 象経費	補助金 の額	完了 期限
北海道多 面的機能 支払事業	農地維持支払 事業	円	円	年月日	円	円	年月日
	資源向上支払 事業						
	推進活動支援 事業						

( 部 課 係 )

別記様式第5号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請に係る北海道多面的機能支払事業の中止（廃止）については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）印

（ 部 課 係 ）

注1 中止又は廃止を承認する場合は、〔 〕書の箇所を削除すること。

2 中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔 〕書によることとし、記として不承認の理由を記載すること。

別記様式第6号

年度北海道多面的機能支払事業  
補助事業遂行状況報告書

(記号) 第 号  
年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）様

(補助事業者) 印

年 月 日付け 第 号指令で補助金の交付の決定を受けた北海道多面的機能支払事業について、北海道多面的機能支払事業補助金交付要領（平成26年4月28日付け農設第38号農政部長通知）第3の9により、次のとおり補助事業の遂行状況を報告します。

記

区分	補助対象経費 A	事業の遂行状況 (月末日現在) B	進捗率 B/A	備考
農地維持支払事業	円	円	%	
資源向上支払事業				
推進活動支援事業				

注 農地維持支払事業及び資源向上支払事業は対象組織へ交付された交付金について、区分毎の支払総額を記載すること。

別記様式第7号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日 提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、北海道多面的機能支払事業の執行を次のとおり指示します。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）印

- 1 完了期限を 年 月 日とします。
- 2 補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。

( 部 課 係 )

別記様式第8号

(記号) 第 号  
年 月 日

(補助事業者) 様

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

補助金の概算払について

年 月 日 申請に基づき北海道多面的機能支払事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

1 概算払をする時期 月頃  
2 概算払をする額 金 円

( 部 課 係 )

注 概算払をする時期については、月単位で表示すること。ただし、この通知後直ちに支払うものにあっては、おおよその月日を記載しても差し支えないものであること。

別記様式第9号

(記号) 第 号  
年 月 日

(補助事業者) 様

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

補助金の概算払について

年 月 日 申請の北海道多面的機能支払事業に係る補助金については、次の理由により概算払をしないことと決定したので通知します。

記

補助金の概算払をしない理由

( 部 課 係 )

注 この様式は、補助金の概算払をしないことを決定し、当該決定を概算払の申請者に対して通知する場合に使用するものとする。

別記様式第10号

(記号) 第 号  
年 月 日

(補助事業者) 様

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

補助金の額の確定について(通知)

年 月 日 提出の補助事業等実績報告書を審査(及び実地検査)した結果、北海道多面的機能支払事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

( 部 課 係 )

別記様式第11号

(記号) 第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け 第 号で通知した北海道多面的機能支払事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）印

- 1 返還すべき補助金は、別に総合振興局長（振興局長）が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

( 部 課 係 )

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

北海道多面的機能支払事業  
補助事業に係る補助金の返還について

(記号) 第 号  
年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）様

(補助事業者) 印

多面的機能支払交付金実施要綱別紙 1 の第 9 の 1 又は 2 若しくは別紙 2 の第 9 の 1 又は 2 に基づき、対象組織へ次のとおり補助金返還の措置を講じたので報告します。

記

- 1 補助金の返還額 金 円
- 2 補助金返還の措置を講じた理由

注 1 の補助金返還の額については、対象組織及び年度別の内訳を添付すること。

北海道多面的機能支払事業  
補助事業に係る補助金の返還について

(記号) 第 号  
年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）様

(補助事業者) 印

多面的機能支払交付金実施要領第1の11の(1)又は第2の14の(1)に基づき、  
対象組織から次のとおり補助金の返還があったので報告します。

記

補助金の返還額 金 円

注 補助金返還の額については、対象組織及び年度別の内訳を添付すること。

別記様式第13号

(記号) 第 号  
年 月 日

(補助事業者) 様

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

北海道多面的機能支払事業に係る補助金の返還について

年 月 日 報告のあった補助金の返還額について、次のとおり返還を命じます  
ので、別に発行する返納通知書により納付してください。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の返還額 金 円
- 3 納期 年 月 日 (施行年月日から20日以内)
- 4 留意事項

返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の  
日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間  
については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算  
した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

( 部 課 係 )

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付  
すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

年度  
農林水産省所管

## 北海道多面的機能支払事業補助金調書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
○○事業	円		円	円		円	円	円	円	円	円	円	
○○費													
○○費													
その他													

## 記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別記様式第15号

財産処分承認申請書

(記号) 第 号  
年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）様

(補助事業者) 印

年 月 日付け 第 号指令の北海道多面的機能支払事業により取得した財産について、次のとおり処分したいので承認されたく申請します。

記

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| 1 物件名    | (別紙1 財産調書のとおり)    |
| 2 処分する理由 | (別紙2 処分理由書のとおり)   |
| 3 評価額金   | 円 (別紙3 評価額調書のとおり) |

## 別紙 1

## 財産調書

物件名	規格、形状 又は寸法	数 量	取得価格	取 得 年月日	耐用年数	摘要
			円			
計						

注1 処分しようとする物件の写真を添付すること。

注2 機械器具については、運転時間、走行距離等を記載すること。

## 別紙2

## 処 分 理 由 書

項 目	内 容
1 補助事業開始年月日	
2 補助事業完了年月日	
3 処 分 の 方 法	
4 処 分 の 理 由	
5 処 分 後 の 措 置	

注1 補助事業開始年月日は、事業開始時の着手年月日を記載すること。

注2 補助事業完了年月日は、事業完了時の最終債権債務の確定日を記載すること。ただし、事業が完了していない場合には、「継続中」と記載すること。

注3 処分の方法は、次の①～⑦の中から選択すること。

- ①目的外使用（有償、無償）、②譲渡（有償、無償）、③交換（等価差益、更新）、  
④貸付け（有償、無償）、⑤担保、⑥物件転用、⑦その他

注4 処分の理由は、何故処分する必要があるのかについて詳細に記載すること。

注5 処分後の所有者名及び使用方法を記載すること。

別紙3

評価額調書

年月日調査

区分		数量	金額	補助金額	算出基礎
取得価格	物件1		円	円	
	物件2				
	物件3				
	計				
控除額	物件1				
	物件2				
	物件3				
	計				
評価額	物件1				
	物件2				
	物件3				
	計				

注1 評価額は、[取得価格－控除額]とする。

注2 評価方法については、地方公共団体等の評価方法によること。

別記様式第16号

(記号) 第 号  
年 月 日

(補助事業者) 様

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

財産処分の承認について(通知)

年 月 日 申請の北海道多面的機能支払事業の財産処分については、承認します。ただし、次の事項を承知してください。

記

- 1 処分後、速やかに別紙「財産処分報告書」を提出すること。
- 2 処分により収入のあった金額の パーセントに相当する額を別に総合振興局長(振興局長)が発行する納入通知書により道に納付すること。

( 部 課 係 )

注1 財産処分を承認しない場合は、本文中「承認します。」とあるのを「次の理由により承認しません。」と書き換え、記として不承認の理由を記載すること。

2 財産処分による収入の返還を要しない場合には、2を削除すること。

別紙

財産処分報告書

(記号) 第 号  
年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）様

(補助事業者) 印

年 月 日付け 第 号で承認のあった財産を次のとおり処分したので  
報告します。

記

物 件 名	処 分 方 法	金 頓	処分年月日
		円	

注 売払契約書の写しを添付すること。

別記様式第17号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日 申請のあった北海道多面的機能支払事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	区分	補助対象経費	補助金の額	完了期限
北海道多面的機能支払事業	推進活動支援事業	円	円	年 月 日

- 2 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長、27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知）、北海道多面的機能支払事業補助金交付要領（平成26年4月28日付け農設第38号農政部長通知）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 補助事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができます。
- 10 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければなりません。
- 11 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
- 12 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第3号によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定日の翌年5月31日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
- 13 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 14 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばなりません。
- 15 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格50万円以上の機械、器具、物品）については、補助事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業の完了の年の翌年から起算して10年間）は、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでありません。
- 16 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 17 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付せることができます。
- 18 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、

当該財産の処分を制限された期間保存しなければなりません。

- 19 この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければなりません。
- 20 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付きなければなりません。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることがあります。
- 21 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合わせ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第29号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。
- 22 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
  - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 23 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 24 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することができます。
- 25 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させがあるので、これに協力しなければなりません。

( 部 課 係 )

別記様式第18号

(記号) 第 号  
年 月 日

(補助金交付申請者) 様

北海道知事 印

補助金の不交付の決定について（通知）

年 月 日 申請の北海道多面的機能支払事業に係る補助金については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

( 部 課 係 )

注 この様式は、補助金を交付しないことを決定し、当該決定を補助金交付申請者に対して通知する場合に使用するものとする。

別記様式第19号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の北海道多面的機能支払事業に係る計画の変更を承認し、  
年 月 日付け 第 号指令の補助金「金 円」を「金  
円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 この承認の内容は、 年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 2 変更後の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事 業名	区分	変 更 前			変 更 後		
		補助対 象経費	補助金 の 額	完了 期限	補助対 象経費	補助金 の 額	完了 期限
北海道多 面的機能 支払事業	推進活動 支援事業	円	円	年月日	円	円	年月日

( 部 課 係 )

別記様式第20号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日 申請に係る北海道多面的機能支払事業の中止（廃止）については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

年 月 日

北海道知事 印

( 部 課 係 )

注1 中止又は廃止を承認する場合は、〔 〕書の箇所を削除すること。

2 中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔 〕書によることとし、記として不承認の理由を記載すること。

年度北海道多面的機能支払事業  
補助事業遂行状況報告書

(記号) 第 号  
年 月 日

北海道知事 様

(補助事業者) 印

年 月 日付け 第 号指令で補助金の交付の決定を受けた北海道  
多面的機能支払事業について、北海道多面的機能支払事業補助金交付要領第4の9により、  
次のとおり補助事業の遂行状況を報告します。

記

補助対象経費 A	事業の遂行状況 (月末日現在) B	進捗率 B / A	備考
円	円	%	

別記様式第22号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日 提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、北海道多面的機能支払事業の執行を次のとおり指示します。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 完了期限を 年 月 日とします。
- 2 補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければなりません。

( 部 課 係 )

別記様式第23号

(記号) 第 号  
年 月 日

(補助事業者) 様

北海道知事 印

補助金の概算払について

年 月 日 申請に基づき北海道多面的機能支払事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

1 概算払をする時期 月頃  
2 概算払をする額 金 円

( 部 課 係 )

注 概算払をする時期については、月単位で表示すること。ただし、この通知後直ちに支払うものにあっては、おおよその月日を記載しても差し支えないものであること。

別記様式第24号

(記号) 第 号  
年 月 日

(補助事業者) 様

北海道知事 印

補助金の概算払について

年 月 日 申請の北海道多面的機能支払事業に係る補助金については、次の理由により概算払をしないことと決定したので通知します。

記

補助金の概算払をしない理由

( 部 課 係 )

注 この様式は、補助金の概算払をしないことを決定し、当該決定を概算払の申請者に対して通知する場合に使用するものとする。

別記様式第25号

(記号) 第 号  
年 月 日

(補助事業者) 様

北海道知事 印

補助金の額の確定について(通知)

年 月 日 提出の補助事業等実績報告書を審査(及び実地検査)した結果、北海道多面的機能支払事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

( 部 課 係 )

別記様式第26号

(記号) 第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け 第 号で通知した北海道多面的機能支払事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 返還すべき補助金は、別に知事が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

( 部 課 係 )

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

財産処分承認申請書

(記号) 第 号  
年 月 日

北海道知事 様

(補助事業者) 印

年 月 日付け 第 号指令の北海道多面的機能支払事業により取得した財産について、次のとおり処分したいので承認されたく申請します。

記

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| 1 物件名    | (別紙1 財産調書のとおり)    |
| 2 処分する理由 | (別紙2 処分理由書のとおり)   |
| 3 評価額金   | 円 (別紙3 評価額調書のとおり) |

## 別紙 1

## 財産調書

物件名	規格、形状 又は寸法	数 量	取得価格	取 得 年月日	耐用年数	摘要
			円			
計						

注1 処分しようとする物件の写真を添付すること。

注2 機械器具については、運転時間、走行距離等を記載すること。

## 別紙2

## 処 分 理 由 書

項 目	内 容
1 補助事業開始年月日	
2 補助事業完了年月日	
3 処 分 の 方 法	
4 処 分 の 理 由	
5 処 分 後 の 措 置	

注1 補助事業開始年月日は、事業開始時の着手年月日を記載すること。

注2 補助事業完了年月日は、事業完了時の最終債権債務の確定日を記載すること。ただし、事業が完了していない場合には、「継続中」と記載すること。

注3 処分の方法は、次の①～⑦の中から選択すること。

- ①目的外使用（有償、無償）、②譲渡（有償、無償）、③交換（等価差益、更新）、  
④貸付け（有償、無償）、⑤担保、⑥物件転用、⑦その他

注4 処分の理由は、何故処分する必要があるのかについて詳細に記載すること。

注5 処分後の所有者名及び使用方法を記載すること。

## 評価額調書

年月日調査

区分		数量	金額	補助金額	算出基礎
取得価格	物件1		円	円	
	物件2				
	物件3				
	計				
控除額	物件1				
	物件2				
	物件3				
	計				
評価額	物件1				
	物件2				
	物件3				
	計				

注1 評価額は、[取得価格－控除額]とする。

注2 評価方法については、地方公共団体等の評価方法によること。

別記様式第28号

(記号) 第 号  
年 月 日

(補助事業者) 様

北海道知事 印

財産処分の承認について（通知）

年 月 日 申請の北海道多面的機能支払事業の財産処分については、承認します。ただし、次の事項を承知してください。

記

- 1 処分後、速やかに別紙「財産処分報告書」を提出すること。
- 2 処分により収入のあった金額の パーセントに相当する額を別に知事が発行する納入通知書により道に納付すること。

( 部 局 係 )

注1 財産処分を承認しない場合は、本文中「承認します。」とあるのを「次の理由により承認しません。」と書き換え、記として不承認の理由を記載すること。

2 財産処分による収入の返還を要しない場合には、2を削除すること。

別紙

財産処分報告書

(記号) 第 号

年 月 日

北海道知事 様

(補助事業者) 印

年 月 日付け 第 号で承認のあった財産を次のとおり処分したので報告します。

記

物 件 名	処 分 方 法	金 頓	処 分 年 月 日
		円	

注 売払契約書の写しを添付すること。

契約に係る指名停止に関する申立書

年　月　日

(対象組織) 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

注1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

注2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター並びに国土交通省北海道開発局をいう。

注3 「指名停止の措置等」の「等」とは、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

注4 道協議会長が本様式の提出を求める際は、宛先の「(対象組織)」を「北海道日本型直接支払推進協議会長」と置き換えること。

注5 対象組織に対する申し立ての場合であつて、補助事業者である市町村長が本様式と同趣旨の申立書を徴収することを求めている場合は、その申立書の徴収をもって本様式に代えることができる。